

実践期のヤングケアラー支援講座報告書（創政会）

作成者：梅村均

【日 程】 令和3年12月17日（金）

【場 所】 メディア参加（剛堂会館・会議室（東京都千代田区））

【参加者】 梅村均

【主内容】

1. ヤングケアラーの支援に向けた取組み

～厚労省・文科省プロジェクトチーム報告を踏まえた取組み～

講師：内尾彰宏氏（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室室長補佐）

- ・ヤングケアラーとは、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話など日常的に行っている子どもをいう。
- ・ヤングケアラーの何が問題なのか→子ども自身がやりたいことができていないなど、子ども自身の権利が守られていないことが問題である。
 - 学校を休みがち、自分の時間がとれない、勉強の時間が取れない、孤立・孤独など
- ・令和2年度ヤングケアラーの実態調査結果
 - ・調査対象は、中学2年生と全日制高校2年生。1年生は入学したばかり、3年生は受験があり、対象を2年生とした。
 - ・世話をしている家族が「いる」と回答した割合は、中2が5.7%、高2が4.1%であった。
 - ・ヤングケアラーと自覚した子供は約2%、わからないとした子どもが1-2割程度
 - ・ヤングケアラーの認知度は低く、「聞いたことはない」と回答したのは、8割を超えた。
 - ・ヤングケアラーの世話の頻度は、「ほぼ毎日」が3-6割程度となっている。
 - ・ヤングケアラーの平日1日あたり世話に費やす時間は3時間未満が多いが、7時間以上も1割程度いる。
- ・厚労省、文科省でヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームを立ち上げる。
- ・プロジェクトチームで把握した課題
 - ・福祉・介護・医療・学校など、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修などは十分でない。
 - ・ヤングケアラーに対する具体的支援策、支援につなぐための窓口が明確でない。
 - ・福祉機関の専門職などから「介護力」と見なされ、サービスの利用調整が行われることも。
 - ・家事や子育てを支援するサービスが不足している。
 - ・社会的認知度が低く、子ども自身や周囲の大人が気づくことができない。
- ・今後取り組むべき施策としては、早期発見・把握のため研修や学ぶ機会の推進や地方自治体における現状把握の推進が必要である。また、悩み相談支援、関係機関連携支援のためのマニュアル作成、教育現場への支援でS S W等の配置、適切な福祉サービス等の運用の検討等とした。
- ・令和3年度の取組として、多機関連携によるヤングケアラー支援についてのアンケート調査やモデル事業の実施依頼、支援マニュアルの作成などに取り組んでいる。また、更に一步進めた調査として、小学生調査、小学校調査、大学生調査、一般国民調査が予定されている。
- ・前回の中高生調査はWEB調査としたが、今回は紙ベースとなる。家庭に持ち帰り、親に見ら

れたときの心配あり。苦情もあった。お手伝いが良くないとならないように配慮した。

- ・ R 3 補正予算案 602 億円：家事支援、育児支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物代行や保育所などの送迎、支援策の情報提供など
- ・ R 4 概算要求内容：
 - ・ 支援体制強化のため、実態調査又は、福祉・介護・医療・教育等の関係機関職員がヤングケアラーについて学ぶための研修などを実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。
 - ・ 地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となるコーディネーターの配置やピアサポートなどの悩み相談を行う支援者団体への支援、ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有しあうオンラインサロンの設置運営支援等への財政支援
 - ・ 地域ごとの当事者、支援者同士の相互交流促進による、ヤングケアラーの相互ネットワークの形成を図る
 - ・ 広報啓発
 - ・ 家族介護者支援に係る研修など事業、地域包括センター職員等を対象とした研修による支援体制の強化
 - ※利用者に同居家族がいるということだけで一律に生活援助が利用できないわけではないことの周知が必要
 - ・ スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実
- ・ 図書「リエゾン—こどものこころ診療所—」第 7 巻はヤングケアラー編 12/23 発売予定

2. ヤングケアラーの理解を深めるために～2018-2020 年度の調査研究を踏まえて～

講師：山田美智子氏（三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株主任研究員）

- ・ 全国的な課題であるのか不明確である中、2018 年度～2020 年度において実態調査を行った。
- ・ 概念を認識している自治体が年々増えている。令和 2 年では 9 割を超える。
- ・ ヤングケアラーと思われる子どもの実態把握は 3 割にとどまる。認知度はつかめていない。
- ・ 把握していない理由は、家庭内のことで把握がむずかしいが 8 割強
- ・ 支援する際の課題は、家族や周囲に認識がないから方策を検討しにくい→取組みが進まない。
- ・ 要対協の要保護児童のうちヤングケアラーと思われる子どもの状況
男性約 4 割 女性約 6 割 小学生約 3 割 中学生約 4 割 半数がひとり親
登録は半数が虐待（ネグレクト） 健康が約 7.5 割 通院中が約 1 割
学校にあまり行けていない約 3 割 学校生活に支障は見られない 3 割弱
ケアの対象はきょうだい、母親が多い
ケアの内容は、食事を含めた家事、身の回りの世話、きょうだいのケア
ケアを支援する人がいるは約 4 割
- ・ SSW や SC が週 2-3 回以上派遣、配置されている学校は少ない。
- ・ ヤングケアラーという言葉を知らない学校は 2 割強。学校として意識して対応している中学校は 2 割。高校は 1 割。
- ・ ヤングケアラーと思われる子どもが「いる」中学・高校（全日制）は半数にとどまる。
- ・ きょうだいの世話、障害や病気の家族の世話をしている子どもは把握されやすい。

- ・4割の中学、6.5割の高校が学校内で対応している。外部支援につないでいない。
- ・支援に必要なこととして、教職員や子ども自身などへ広く周知すること、専門職を配置すること、相談体制の充実が高い。
- ・中高生には、ヤングケアラーという言葉はまだ知られていない。
- ・大半が家族と一緒に世話をしているが自分のみが1割いる。
- ・世話をしている頻度は、中高生ともほぼ毎日が4.5割
- ・平日世話に費やす時間は、3時間未満が中学生4割、高校生3.5割で7時間以上は中高生とも1割いる。
- ・世話をしているためにやりたいことができないことでは、自分の時間がとれないが20.1%、宿題する時間や勉強する時間が取れないが16.0%である一方、「特にない」と答えた割合が58%ある。
- ・世話をすることに感じているきつさの問いには、特にきつさを感じていないが60.5%が多い。
- ・家族にケアする人が「いる」人の方が、学校生活に支障が見られる。
- ・イギリスはきょうだいの世話はヤングケアラーに入らない。
- ・アセスメントの流れ
 - ① 本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか
 - ② 家族の状況はどうか
 - ③ 子どもの状況はどうか
 - ④ 子ども本人の認識・意向はどうか
 →子どもと一緒に考え、子ども自身の理解・納得を得ながら支援につなげていくことが重要

3. 新潟・南魚沼市 ケアを担う子ども（ヤングケアラー）への対応

～教育委員会に求められる支援施策と支援の実際～

講師：長田美智留氏（南魚沼市教育委員会学校教育課SSW）

講師：種村啓子（南魚沼市教育委員会学校教育課指導主事）

- ・人口54,543人（R3年10月）、SSWの配置は1名で週4日の勤務
- ・令和3年3月「南魚沼市総合計画後期基本計画」では、基本施策の一つに「いじめや不登校対策の推進」を記載
- ・教育委員会が事務局の役割を担って取り組んでいる。
- ・取組みへのきっかけは、一般社団法人日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクトから調査協力の依頼が教育委員会に来て教育長が快諾したこと。（頼まれごととは試されごと）
- ・2015年に教員調査を実施。言葉を聞いたことがあると答えたのは25.5%であった。また、今年度、児童生徒の中で家族のケアをしていると感じた児童生徒はいると答えたのは4.4%であった。過去も含め感じた児童生徒がいると答えたのは12.9%であった。
- ・教員として困ったことは、家族のことなどうまく話をすることができず、心のケアなどできなかった。支援もうまく手を伸ばせなかったこと。
- ・教師自身をもっと学ぶ必要がある、より多くの人たちで考え、見ていく体制づくりが必要となった。→研修と相談支援体制の充実へ

- ・不登校を減少させることに取り組む。ヤングケアラーかもしれないという視点をもつ。
- ・本人を取り巻く環境、本人の中にある課題を調査分析。児童・家庭の現状を知る。(個別のカンファレンスシートあり)
- ・教育相談を充実させ、いじめの早期発見、解決及び不登校の未然防止に取り組む
- ・平成 28 年度から S S W を配置。平成 29 年度から教育相談担当指導主事を配置する。
- ・ヤングケアラーの研修としては、寸劇(成蹊大学)やヤングケアラーの講話など実施
- ・教育相談担当指導主事の役割は教育相談の窓口と連絡調整
- ・S S W を活用し子供の S O S を発見し支援の具体化へと取り組む
- ・学校(義務教育期間)は誰もが通っているところで、S O S の発見には良い場所である。
- ・子供の時間を確保してあげようとして取り組む。子供の居場所、時間の確保には学校が最適
- ・子供が学校にくるためにということで教員も動く(先生はまじめ、子供たちのこと想っている)
- ・子供が親と一緒に動く仕組みを考え、親を開かせる。子供と一緒に学校へ送っていき、子供を学校に行かせるために、ごはんをつくろうや洗濯をしよう等 S S W は声をかけていく
- ・なんでも学校任せにはいけないが、ヤングケアラーの改善は学校が適している。(発見、居場所、成長の刺激、一緒に試せる、新しい大人と出会うなど)
- ・紹介するのは簡単、「つなぐ」ことが難しい。
- ・S S W が一人でやるわけではない。チームとして考え取り組み、何度も地道に取り組むこと。
- ・S S W は状況を分析して解決の糸口を提案し、チーム員のモチベーションを上げれると良い。
- ・教員は忙しいから子供に対し特化した支援はできない。そこは S S W の役割が大きい。

4. 神戸市 「こども・若者ケアラー相談・支援窓口」開設と支援施策

講師：吉村千波氏(神戸市福祉局高齢者支援担当部長
(ヤングケアラー等支援プロジェクトチーム))

- ・人口：152 万人
- ・取組みのきっかけは、令和元年、20 代の若者ケアラー(孫)が同居していた祖母(90 歳)を殺害する事件が発生し、裁判判決(R2 年 9 月)で支援が十分に行えていなかったのではないかなったこと。令和 2 年 11 月から支援の検討がはじまった。
- ・令和 2 年 11 月 庁内プロジェクトチームを設置(福祉局、こども家庭局、健康局、教育委員会のメンバーで構成。事務局は福祉局政策課)
- ・令和 3 年 3 月 市民向けセミナーの開催(大阪歯科大学の先生に講師を依頼)
- ・神戸市の取組の大きな柱として、①相談、支援窓口の設置②身近な方々への理解の促進③交流と情報交換の場づくりに取り組む
- ・支援対象を、20 代も含めた。名称を「こども・若者ケアラー」とした。ケア対応は 18 歳以降も継続し、20 代特有(大学仕事との両立、結婚、育児等)の課題があり、義務教育が終わってからの方が支援が薄いと考えていたため。
- ・令和 3 年 4 月 こども・若者ケアラー支援担当の設置
- ・令和 3 年 4 月 こども・若者ケアラー支援連絡会の設置(これまでのプロジェクトチームを一度解散し、この連絡会を同じメンバー+で設置した)

- ・令和3年6月 相談支援窓口の開設（SNSを使った広報や市内全学校への周知を実施）、相談を受け、一つでも多くの支援につなぐ取組みを実施
- ・令和3年10月 こども・若者ケアラーの交流と情報交換の場（月1回）の設置→NPO法人へ委託した。
- ・相談支援窓口の体制は、課長、担当職員、職員OB（会計年度任用）、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理士の計6名。平日9時から17時で開設 於：総合福祉センター1階
- ・相談件数（11/30現在）は117件（電話85 来所15 メール17）（こども30 若者14 その他73）
- ・相談件数117件のうち、子どもケアラー（18歳未満）30件、若者ケアラー（18歳以上）14件
- ・相談は随時受付、個別ケース報告を毎日17時から行い、個別ケース会議を週1回開催。個別支援会議は必要に応じて開催している。
- ・まだ半年の取組ではあるが、効果評価としては、相談、支援窓口へつながるケースが出てきている。こども・若者ケアラーのケア負担が軽減されるケースが出てきている。支援の共通理解と支援ノウハウの蓄積が図られてきている。
- ・見えてきた課題として、
 - ・家族内で解決すべきという考えが強い世帯も多い。他人の家庭への出入りに抵抗あり。
 - ・既存のサービス利用世帯では、ケア対象者しか見えていないことが多い。ケアラーを念頭においた利用調整となると、世帯の全体像の把握が必要で時間がかかる。
 - ・障害の相談支援専門員やケアマネジャーにおいては、調整にかかる負担も増える。
 - ・教育現場との情報共有や連携の方法を確立していく必要がある。教育現場として、どこまでかかわるかむずかしい。
 - ・高校卒業後は本人への支援機関が減少する。大学や企業等へのアプローチや社会全体への広報の改善を検討していく必要がある。
 - ・こども・若者ケアラーの負担軽減のための利用には限界がある。まだまだできていない。
- ・今一度、3本柱を中心に取組みを充実させたい。
- ・「ふうのひろば」毎月1階開催＝当事者同士の交流会を実施した。大阪の「風船の会」や京都の「いろはの仲間たち」を参考にしている。
- ・この支援はまだまだ始まったばかりで手探り状態である。
- ・大切にしたいことは、こども・若者ケアラーの視点と世帯全体への支援の視点を忘れないこと。

【所感】

表面化しにくいヤングケアラーの実情について、少しでも知ることができればと思い受講した。国の取組としてもプロジェクトチームをつくり、実態調査などが行われてきているところであるが、中学2年生や高校2年生を対象としたアンケートでは、数パーセントのヤングケアラーが実在していることや、ヤングケアラーの認知度がかなり低いことがわかった。

かつてプロ野球選手で有名な野村克也氏は、幼少の頃から新聞配達をするなど、苦勞しながらの生活であったという本を読んだことがある。このような環境でありながらも、立派に成長されている人もいます。一方で貧困の連鎖という実態も現実にある。ヤングケアラーをどう位置

付け、どのように取り上げる必要があるのか大変難しいところであるが、お手伝いとケアは違うという話を聞き、ケアを要する状況や内容・量の違い、責任の度合いの違いなど見極めながら、行政が必要な支援に取り組むことは検討する必要があると感じた。

南魚沼市、神戸市の事例もお聞きすることができ参考にしていきたいところであるが、本市においても、まずは学校教育における意識付けや既存の相談体制にこのヤングケアラーの視点も加えた取り組みができるようチェックをしていきたいところである。

岩倉市議会では、12月定例会において、ヤングケアラーに対する支援として、国への意見書提出を可決した。この課題は国の取組から、今後は地方自治体の取組もポイントになっていく時期であると思うが、令和4年度概算要求がなされているので、国においては確実な財政支援の実施をお願いしたいところである。

行政による家庭支援が更に必要な時代になってきたが、行政にも限界があることは忘れてはいけない。このテーマの解決に向けては、社会全体にヤングケアラーに対する認知度が広がり、行き過ぎた個の社会ではなく、個と公の調和のとれた社会の中で家族、地域コミュニティが一定充実するよう市民の力も必要であると感じる。社会全体でお互いの助け合い精神が重要である。